⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（平成25・26年度文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,175点以上であること。

⑷　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上４階建以上かつ延べ床面積2,700㎡以上の病院（病床数100床以上の施設を有するものをいう。）の新築工事又は全面的な改修工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。経常建設共同企業体にあっては、各構成員のうち１社が上記の施工実績を有すること。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経常建設共同企業体にあっては、各構成員が、専任で上記技術者を配置できること。

①　一級建築士。

②　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

③　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上４階建以上かつ延べ床面積2,700㎡以上の病院（病床数100床以上の施設を有するものをいう。）の新築工事又は全面的な改修工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

⑹　国立大学法人大阪大学又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

・入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

・評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ、与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」に関しては、提案の内容により、評価項目毎にＡ（10点）／Ａ１（９点）／Ｂ（８点）／Ｂ１（７点）／Ｃ（６点）／Ｃ１（５点）／Ｄ（４点）／Ｄ１（３点）／Ｅ（２点）／Ｅ１（１点）／可（０点）により評価する。

②　「工事全般の施工計画」に関しては、提案の内容により、Ａ(10点)／Ａ１(９点)／Ｂ（８点）／Ｂ１（７点）／Ｃ（６点）／Ｃ１（５点）／Ｄ（４点）／Ｄ１（３点）／Ｅ（２点）／Ｅ１（１点）／可（０点）／不適切（欠格）で評価する。なお、「不適切」の評価を受けた入札参加希望者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、以下の項目について評価する。

①　ライフサイクルコストの低減に資する技術提案

②　動線等への配慮に関する取組

詳細については、入札説明書による。

⑷　受注者の責めにより、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が、実施されていないと認められる場合は、再度の施工を行うものとする。再度の施工が困難或いは合理的でない場合は、契約金額の減額等を行う。併せて「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒565―0871 大阪府吹田市山田丘１番１号　国立大学法人大阪大学施設部企画課施設経理係　電話06―6879―7116

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成25年11月１日（金）から平成25年11月21日（木）まで上記４⑴に同じ。

入札説明書の交付にあたっては無料とする。また、図面等の交付にあたっては、購入するものとする。この場合においては、実費を徴収する。

なお、図面等の購入代金は、競争参加資格が無いと判断された場合、入札を辞退した場合及び当該入札が中止された場合であっても、返還しない。

⑶　競争参加資格確認申請書及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出期間、提出場所及び提出方法　平成25年11月１日（金）から平成25年11月21日（木）午後５時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、紙入札参加希望者は、平成25年11月１日（金）から平成25年11月21日（木）午後５時00分までに上記４⑴へ持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残る方法を利用するものとする。）すること。

⑷　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札参加希望者は、紙により持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。）すること。

①　入札書の提出期限は、平成26年１月14日（火）正午まで。

紙により入札書を提出する場合、提出場所は４⑴と同じとする。

②　開札は、平成26年１月15日（水）午前９時30分。国立大学法人大阪大学本部事務機構１階入札室にて行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　見積もる入札金額（税込み）の100分の５以上の入札保証金を納付すること。ただし、銀行、契約権限者が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。なお、落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは本学に帰属する。

②　契約保証金　契約金額の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に契約権限者を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料等に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。